

議事日程

守口市門真市消防組合議会定例会

平成三十年三月二十六日(月)

午前十時開会

第五	第四	第三	第二	第一	日程	
議案第四号	議案第三号	議案第二号	議案第一号		事件番号	
平成三十年度守口市門真市消防組合会計予算	守口市門真市消防組合手数料条例の一部を改正する条例案	消防職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案	平成二十九年年度守口市門真市消防組合会計補正予算(第一号)	会期について	事件名	
					備考	

平成三十年三月二十六日

守口市門真市消防組合議定会定例会會議録

守口市門真市消防組合議会定例会会議録

(守口市門真市消防組合消防本部長会議室)

○出席議員(十四名)

○議事日程

平成三十年三月二十六日(月) 午前十時開会

日程第一 会期について

日程第二 議案第一号 平成二十九年度守口市門真市消防組合会計補正予算(第一号)

日程第三 議案第二号 消防職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

日程第四 議案第三号 守口市門真市消防組合手数料条例の一部を改正する条例案

日程第五 議案第四号 平成三十年度守口市門真市消防組合会計予算

一番	森	博孝	議員
二番	土山	重樹	議員
三番	大倉	基文	議員
四番	豊北	裕子	議員
五番	戸田	久和	議員
六番	春田	清子	議員
八番	高島	賢	議員
九番	大藤	みつ子	議員
十番	池嶋	一夫	議員
十一番	西尾	博道	議員
十二番	小鍛冶	宗親	議員
十三番	竹嶋	修一郎	議員
十四番	松本	満義	議員
十五番	水原	慶明	議員

○欠席議員(一名)

七番 吉水 丈晴 議員

○ 地方自治法第二百二十一条に基づく出席者

管	副	副	消	次	次	守	門	総	予	警	司	特	会
理	管	管	防			口	真	務	防	備	令	別	計
者	理	理	長	長	長	消	消	課	課	課	課	救	管
西	宮	中	熊	池	谷	防	防	長	長	長	長	助	理
端	本	村	本	邨	本	署	署	長	長	長	長	隊	者
勝	一	誠	正	行	寿	長	長	北	福	山	西	長	吉
樹	孝	仁	雄	弘	一	日	好	山	井	田	尾	土	安
						比	川	義	裕	幸	秀	井	範
						敏	和	人	次	彦	昭	義	純
						夫	彦					治	

○ 守口市・門真市防災担当部局出席者

守口市危機管理監	多田昌生
守口市危機管理室長	久野隆博
門真市総務部長	大兼伸央
門真市危機管理課長	石丸琢也

○ 議会事務局出席職員

守口市消防第一課長	板垣研司
門真消防署消防第一課長	河原宏治
総務課 参事	中田一人
総務課長 補佐	宮崎智之
総務課総務係長	馬場大輔

~~~~~

午前十時開会

○ 松本満義議長 これより組合議会定例会を開会いたします。

開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日ここに組合議会定例会を開会いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多忙中にもかかわらず、御出席を賜りまして、深く敬意を表する次第でございます。

また、平素は組合議会の運営につきまして、多大な御協力を賜り、厚く御礼を申し上げますとともに、本日の案件は全て重要なものとなっておりますので、慎重なる御審議のほどよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会の御挨拶とさせていただきます。

次に、管理者から御挨拶を受けることといたします。

○ 西端勝樹管理者 議長

○ 松本満義議長 西端管理者

○ 西端勝樹管理者 改めまして、おはようございます。開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日ここに組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、何かとお忙しい中にもかかわらず、御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

また、平素から消防行政の推進につきまして、常に適切なる御指導、御助言を賜り、心から感謝を申し上げます次第でございます。

さて、本定例会におきましては、平成二十九年年度補正予算を初め、条例及び平成三十年年度予算の御審議をいただくことと相成っております。

なお、平成三十年年度予算につきましては、葺島、千石両出張所の解体工事を初め、消防自動車等の更新整備を予定いたしておりますが、詳細につきましては、後ほど担当者から御説明を申し上げます。

何とぞよろしく御審議の上、御決定を賜りますよう、お願いを申し上げます。

以上、誠に簡単ではございますが、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうぞ、よろしく願いをいたします。

○ 松本満義議長 それでは、これより会議を開きます。

書記から、本日の欠席議員等の報告を受けます。

○ 宮崎智之総務課長補佐 御報告申し上げます。

本日欠席届出議員は、七番吉水議員一名、現在、出席議員数は、十四名でございます。

以上、御報告を終わります。

○ 松本満義議長 定足数は超えておりますので、会議は成立いたします。

この際本日の会議録署名議員を定めます。四番豊北議員、十二番小鍛冶議員にお願い申し上げます。

これより議事に入ります。日程に先立ち、御報告申し上げます。

監査委員から、平成二十九年十二月から平成三十年二月までに行われました「例月出納検査の結果について」及び平成二十九年十一月一日から平成三十年二月十三日まで実施されました「平成二十九年定期監査の結果について」それぞれ文書をもって報告がなされております。

以上で報告事項を終わります。

これより日程に入ります。本日の日程は、お手元の議事日程のとおり、日程第一「会期について」から日程第五、議案第四号「平成三十年度守口市門真市消防組合会計予算」までの計五件を付議すべきこととなっております。

それでは、日程第一「会期について」を議題といたします。お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日一日といたしたいと存じます。これに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 松本満義議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日

一日と決定いたしました。

次に移ります。日程第二、議案第一号「平成二十九年守口市門真市消防組合会計補正予算(第一号)」を議題といたします。

○ 九番 大藤みつ子議員 議長

○ 松本満義議長 大藤議員

○ 九番 大藤みつ子議員 この際動議を提出いたします。

ただいま上程されました議案第一号及び以下上程される諸事件の朗読は、提出主文のみにとどめ、他は省略されることを望みます。

○ 松本満義議長 ただいま大藤議員から、議案第一号及び以下上程される諸事件の朗読は、提出主文のみにとどめ、ほかは省略されたいとの動議が提出されました。よって、本動議を直ちに議題とし、お諮りいたします。本動議のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 松本満義議長 異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それでは、議題の朗読は省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

○ 北山義人総務課長 議長

○ 松本満義議長 北山総務課長

○ 北山義人総務課長 それでは、議案第一号「平成二十九年  
度守口市門真市消防組合会計補正予算（第一号）」につ  
きまして、御説明申し上げます。恐れ入りますが、付議  
事件議一一をお開き願います。

第一条歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算  
の総額からそれぞれ一億千六百四十二万四千円を減額し、  
歳入歳出予算の総額をそれぞれ四十億六千二百五十九万千  
円にさせていただこうとするものでございます。

それでは、内容につきまして、歳出から御説明申し上げ  
ます。恐れ入りますが、議一一十をお開き願います。

減額の内容でございますが、入札を実施しました結果、  
消防施設費の委託料で千六百万、工事請負費で三千四百十  
万、自動車等購入費で千八百九十八万円の不用額が生じ、  
また、その他の費目も精査し、総計におきまして、一億千  
六百四十二万四千円の不用額を計上したものでございます。  
続きまして、歳入でございますが、議一一五から七まで  
を御参照願います。

まず、国庫支出金でございますが、救助工作車の更新整  
備に対しまして、国庫補助金が交付決定されましたことか  
ら、四千五百八十六万七千円を計上するとともに、府補助

金を十五万九千円、平成二十八年年度決算の繰越金の追加  
分として、三千七百十五万円、雑入を二百三十三万円増  
額しております。

また、消防施設費の委託料、工事請負費及び自動車等  
購入費の減額並びに国庫補助金の交付決定に伴いまして、  
消防債の借入額を一億三百四十万円減額計上することに  
よりまして、分担金で九千八百五十三万円の減額となっ  
たものでございます。

なお、補正によります分担金の減額分九千八百五十三  
万円の内訳は、議一一八のとおりで守口市分が五千二百  
七十四千円、門真市分が四千五百八十二万六千円の減  
額となっております。

以上、誠に簡単な説明ではございますが、よろしく御  
審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○ 松本満義議長 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○ 松本満義議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結  
いたします。

これより討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○ 松本満義議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより、議案第一号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 松本満義議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に移ります。日程第三、議案第二号「消防職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

それでは、書記をして議題を朗読させます。

○ 宮崎智之総務課長補佐 議案第二号

消防職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

消防職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

平成三十年三月二十六日提出

守口市門真市消防組合 管理者 守口市長 西端 勝樹

以上

○ 松本満義議長 提案理由の説明を求めます。

○ 北山義人総務課長 議長

○ 松本満義議長 北山総務課長

○ 北山義人総務課長 それでは、議案第二号「消防職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」につきまして、

御説明申し上げます。恐れ入りますが、付議事件議二一及び二を、あわせまして、付議事件参考資料議二一一を参照賜りたいと存じます。

現在、本消防組合におきましては、地方公務員法第二十条の二の規定に基づきまして、職員の育成及び住民サービスの向上を目的として人事評価制度を実施しているところでございます。

人事評価制度につきましては、職員の任用、給与、分限その他人事管理の基礎として活用するものとされており、本消防組合におきまして平成三十年度から給与に反映するため、所要の改正を行おうとするものでございます。

それでは改正内容につきまして御説明申し上げます。

第七条は、昇給の基準日、第十九条は、勤勉手当の支給の基準日をそれぞれ改めようとするものでございます。

次に、附則でございますが、施行期日を平成三十年四月一日とするものでございます。

以上、誠に簡単な説明でございますが、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○ 松本満義議長 以上で説明は終わりました。



これより質疑に入ります。

○ 松本満義議長 大藤議員

○ 九番 大藤みつ子議員 はい。今回、給与に関する条例の一部を改正する条例案が出されるということですが、これには、人事評価制度も絡んでくるというふうには、聞き及んでいるんですが、その点の制度の説明をお願いします。

○ 北山義人総務課長 議長

○ 松本満義議長 北山総務課長

○ 北山義人総務課長 はい。人事評価制度につきましては、平成二十八年度から実施しており、能力評価と業績評価の両面から五段階の絶対評価で評価し、面談を通じて、被評価者に公表し、職員がその職務を遂行するにあたり、発揮した能力及び掲げた業績を公正に把握すること、より高い能力をもった公務員の育成につなげていくことを目的として実施しております。

○ 松本満義議長 大藤議員

○ 九番 大藤みつ子議員 はい。今回この給与の要領に改正する中で、職員のね給与とこの人事評価制度がどのようにリンクしていくつていうんかね。その点のことが分かったら教えてください。

○ 北山義人総務課長 議長

○ 松本満義議長 北山総務課長

○ 北山義人総務課長 一年間を通じまして、人事評価を。勤務成績が出てきます。その中で、その勤勉手当とか、そういう昇給の関係で、給与には反映してくるとなっております。

○ 松本満義議長 大藤議員

○ 九番 大藤みつ子議員 この人事評価で給与に反映させるっていう、これは誰がどのように評価して。消防ですら、イメージにすると、現場の方が仲間意識を持って、火を消しに行く。そういうイメージが私はあるんですけども。そのような中で、何をどのように評価をされて、その評価をしたものが、どのように給与に反映されるのか。

私の気持ちとしては、あまりこの消防の仕事と人事評価、そして給与に反映させるといふものが、全くこう相いれない印象があるんですけど。その点はどうのように評価されて、どのようなになるのか教えてください。

○ 北山義人総務課長 議長

○ 松本満義議長 北山総務課長

○ 北山義人総務課長 消防でもそうですけれども。両市にお

きまして、初期面談を通じまして、年間目標を設定した中で、一年間こういった形で努力すると、つてな形で面談をした中で、中間、期初、最終面談等々ございます。その中で評価表がございまして、その中で各自で目標設定したものの、自己の達成、というような形で上から下への評価となっております。

○ 松本満義議長 大藤議員

○ 九番 大藤みつ子議員 はい。意見を言わせていただくと、消防の仕事というのは、やはり皆まとまって、やっぱり団結して、仲間意識を持って現場に行く。そして、人命救助をする。中には火災の中に飛び込んで行く。そういう場合は、やっぱりその消防職員のね、身の危険もあるかも知れないというような現場だと思います。やはりそういう中では、やっぱり評価とかいうよりも、まとまっ  
てね、きちっと団結してやっていただくというふうな印象の方が私は非常にあって、それが非常に大事な職場じゃないかなというふうに思います。

だから、そういうふうな中で、人事評価をして給与を差別化していく。やはりそういうふうなものは、消防職員には馴染まないではないか、というふうな私は意見を持っていますので、これ自身には、私自身は賛成しかねるなとい

うふうに考えています。

以上です。

○ 松本満義議長 ただいまの大藤議員の御発言は、御意見として承っておきます。

ほかに質疑はありませんか。

○ 四番 豊北裕子議員 はい。

○ 松本満義議長 豊北議員

○ 四番 豊北裕子議員 私も、人事評価については、今、大藤議員と同じような問題点を持っております。人事評価制度を消防職員に当てはめるっていうことは、やっぱりその、誰かよりも秀でるっていう部分を評価されるわけですから、そこにいるんな失敗はだめですけども、何があるかも分からない。そういったことをこう一度の失敗をずっとこう引きずるような部分になってもならないし、やっぱりこう団結して、その職務に当たっていくということを考えますと、この評価制度っていうのは、馴染まないのかなっていうことをまず先に申し述べておきます。

この条例改正なんですけれども、この条例改正は、その人事評価制度を給与に反映させていくために、この条例改正はするんだって言うてるんですけども、この下線部、こ

の線のところが、削られてるっていうのが、改正後なんですね。でこの線を引いてる所は、その評価する期間をつていうことなんですよ。でその評価期間を抜いて、これからその評価期間っていうのはどうなるんでしょうか。

○ 北山義人総務課長 議長

○ 松本満義議長 北山総務課長

○ 北山義人総務課長 豊北議員の質問にお答えします。評価期間につきましては、病休、懲戒等一月一日から十二月三十一日までで、人事評価制度は四月一日から三月三十一日までを評価期間として、その者の勤務成績を評価するものでございます。

○ 四番 豊北裕子議員 はい。

○ 松本満義議長 豊北議員

○ 四番 豊北裕子議員 今、御説明していただいたら、ああそうなのかなっていうふうに思うんですけども。じゃあその期間は一体どこに定められているんでしょうか。

○ 北山義人総務課長 議長

○ 松本満義議長 北山総務課長

○ 北山義人総務課長 詳細につきましては、初任級、昇格、昇給等の基準による規則第十五条の規定の条文、当分の間、別に定めるを引用し、例年起案により定めさせてい

ただいております。

また、本消防組合の給与制度につきましても、守口市に準じた内容で、改正していることから、守口市と調整して検討していきたいと思っております。

○ 四番 豊北裕子議員 議長

○ 松本満義議長 豊北議員

○ 四番 豊北裕子議員 今ね、十五条の規定の条文に、当分の間、別に定めるっておっしゃったんですけども。私、ここ読んでみたんです。そしたら、その十五条の条文には、号給数の基準を定めることしか書いてなくて、期間については、一切触れてないんですね。それってほんとに、どうなんかなって思うんですけども。

でまたですね、この今回七条の三項が改正されるんですけども、七条の四項、皆さん読まれたでしょうか。七条四項にはこのように書かれています。七条四項、全文を読みますと、前項の、前項のついていたら今回の改正する三項のことです。前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を四号給とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとなってるんですね。皆さんもお聞きになった

ように、同項に規定する期間の全部をつて書かれてるんですよ。前項に期間抜かれてるので、ほんとに、それがね、この条文の改正がね、成立してないのじゃないかなっていうふうに、指摘をしておきたいと思います。

で評価制度については、先ほど述べたように、問題だなっということをおし述べておきます。

○ 松本満義議長 ただいまの豊北議員の御発言は、御意見として承っております。

他に質疑はありませんか。

○ 五番 戸田久和議員 はい。

○ 松本満義議長 戸田議員

○ 五番 戸田久和議員 門真市の戸田です。ごく簡単なこと、事前に打ち合わせしてないんで。

人事評価について、年間目標を定めるという説明がありました。教員の場合だったら、評価される側が、自分で私はいこうということはこの年間でやりますということを決めて、その達成具合を報告書に書いて、それを評価する側が評価しているということになります。消防職員の、これちょっととさつき、詳しく言われてなかったんではないかと。この人事評価、年間目標っていうのは、評価される側の職員が、自分で自分の目標を定めるといふ意味なんです。

うか。それとも、上司の方が、ここ頑張つてねということを決めるんでしょうか。どちらかちよつと説明してください。

○ 北山義人総務課長 議長

○ 松本満義議長 北山総務課長

○ 北山義人総務課長 先ほど説明不足もありましたけれども、まず、組織目標として大きな目標を定めます。その中で、各課の目標を定めた中で、各課員がその目標に向かって、年間の目標を定めるといふふうな形になっております。

(「個人が自分の目標を定められますか」と呼ぶ者あり)

○ 松本満義議長 戸田議員よろしいですか。

○ 五番 戸田久和議員 はい。結構です。

○ 松本満義議長 他に質疑はありませんか。西尾議員

○ 十一番 西尾博道議員 この件に関しましては、意見だけ述べさせていただきたいと思います。

人事評価、私はこのような消防の現場においても、様々な活かされる点があるのではないかと思います。例えば出勤時間を一秒でも短縮するために、どのようなことをすればよいか。また、そのために、日頃どのような訓練を成すべきか。様々な創意工夫が現場の職員皆さんから生まれてくる

ことは好ましいと思います。そして、またその成果を上司の方々が適格にマネージメントを評価していける体制。こういったことを培っていくために、これはまた、これからも継続する中で、さらに、より良いものに現場で仕上げていただきたいと、そのように思いますので、是非その点をよく御理解いたしますと意見を申し述べておきます。

○ 松本満義議長 ただいまの西尾議員の御発言は、御意見として承っております。

他に質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○ 松本満義議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

○ 四番 豊北裕子議員 議長

○ 松本満義議長 豊北議員

○ 四番 豊北裕子議員 「消防職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」について反対の討論をいたします。

この条例改正は、新年度から消防職員にも人事評価結果を給与に反映させていこうというものです。第一にそもそも人事評価を給与に反映させることについては、給与は生活給との性格をゆがめること、恣意的な評価の危

惧を初め、多くの問題があり、認めることはできません。まして、消防職員は先ほど大藤議員もおっしゃったように、命をかけて災害現場等に駆け付け、市民の命と安全を守る重要な職務を担っております。業績などという指標で給与が左右されることは、絶対にあってはならないと考えます。

第二に、本改正案は評価期間を削除するという内容になっており、その期間は先ほどの答弁では、一年とするということですけれども、その規定はどこにもありません。

初任給、昇格、昇給等の基準第十五条の規定を引用して、当分の間、別に定めるとのことですが、十五条の規定は、先ほども申し上げましたように、昇給させる場合の昇給の号給数の基準について書かれてあるのであり、濫用としか言いようがありません。また、給与条例第七条四項は今回削られようとしている評価期間が引用されており、欠陥条例に改正するものと言わざるを得ません。このような問題だらけの条例改正は断じて認められません。

以上です。

○ 五番 戸田久和議員 議長。動議

○ 松本満義議長 戸田議員

○ 五番 戸田久和議員 はい。今、豊北議員が質疑と今の討

論で指摘されたように、条文自体に、条文の構成自体に大きな欠陥があるのではないかと、非常に疑いが出てきましたので、一旦休憩されて、条文を、ちゃんと今、豊北議員が指摘されたように、おかしな部分があるのかどうか。それちよつと、議員として検討させていただきたいと思ひます。そして、何かちよつと急いでですね、ちよつと不十分なままに条文が構成上、こうなった可能性もないと言えませんが、もしそうであつて、豊北議員が指摘されたような、根本的な条文としての矛盾があるのであれば、こういうものを可決すると、成立させるということとはちよつとよろしくないと思ひます。そこで、休憩をして、その条文がどうなつてるか検討しなおして、それで次の対応を決めていただきたいと、そういう動議を提出いたします。

○ 四番 豊北裕子議員 議長

○ 松本満義議長 豊北議員

○ 四番 豊北裕子議員 今、戸田議員がおっしゃったことは当然だと思ひますけれども、先ほど私の質問に答えておられますように、この本消防組合の給与制度については、守口市に準じた内容で改正していることから、守口市として、調整して検討していききたいというような答弁

もありません。これもちよつと消防組合として独立できてないのかなつていうのは、すぐ感じるんですけども、今までのいろんな条例というのは守口市に準じてきているというふうにお聞きしてるので、ここで戸田議員がおっしゃることはもつともなんですけれども、それを聞いたとしても同じ答えになるのではないかなつていうふうに感じます。

○ 松本満義議長 暫時休憩いたしたいと思ひます。

◇ 十時二十六分 休憩

~~~~~

◇ 十時三十一分 再開

○ 松本満義議長 そうしましたら、再開をさせていただきます。と思ひます。

そして今、戸田議員の方から動議がございましたが、皆さんの御意見をお聞きしたいと思ひます。

何か御意見ございますか。

○ 六番 春田清子議員 はい。

○ 松本満義議長 春田議員

○ 六番 春田清子議員 肅々とこのまま進めていっていただくのがいいと申しておきます。

○ 松本満義議長 すいません。ちよつともう一度お願いいた

します。

- 六番 春田清子議員 このまま、議案として上がってるんですから、進めていっていただいたらいいと思っっています。

○ 松本満義議長 豊北議員

- 四番 豊北裕子議員 何度もね、御説明されてるんですけども。その期間については、後から起案とかどうのこうのおっしゃるんですけども、やっぱりこの条例っていうのは、条例なんですよね。だからこの三項に定める期間の全部を良好な成績でっていうふうに、その期間っていうのは三項に示されてなければならぬのに、あえてこの三項の期間を削るっていうこと自体が、どうですか皆さん。期間どこで示すんですか。

○ 松本満義議長 皆さんの御意見お聞きしたいと思います。何か御意見ございますか。

○ 五番 戸田久和議員 はい。

○ 松本満義議長 戸田議員

- 五番 戸田久和議員 意見として言います。今こう、条文を見ながら、話を聞きもって、横でこう総務課長の話、説明聞きましたけども。やはり今、豊北さんが言われたように、前項で定めるとあるのに、その前項に定めがな

いと。これはおつきな欠陥なんで、それはやっぱりちゃんと言葉面、条文として、一つの整合性がとれるように手直しするべきであると。後は運用とか規則とか細則とかいうふうな話とちよつとこれ違う次元のことだろうと私は思っています。

- 松本満義議長 今の御意見ございましたけれども、先ほどもちよつと出ておりますが、今回この条文で議題が提出されておりますので、この議題に則して、ようするに皆さんの御意見をお聞きして、そこで最終的には議員の皆さんの採決を取らせていただくという方向で進めさせていただきます。ただきたいと思うんですが、それでよろしいでしょうか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 松本満義議長 よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

- 松本満義議長 はい。そうしましたら、進めさせていただきます。他に討論はございませんか。

他に討論はございませんか。

○ 五番 戸田久和議員 はい。議長

○ 松本満義議長 戸田議員

- 五番 戸田久和議員 今の条文のこととかまた別に、反対。この条例改正に反対の立場とします。

人事評価を給与に反映しているというこの考え方、というところで、いろんな公務員の世界でそれ広がってききました。教職員がもうそうですね。先生がすごく忙しい中で、自分で自己計画を立てて、評価をして、膨大な手間暇を取られて、かつ、校長、一人の人間に評価されて、それが公正な評価かどうかよく定かでないということです。そして、今、森友事件で文書改ざんとかあんなひどいことが次から次と、あれ国家公務員ですけども、まあ今治市の公務員も文書改ざんしてますね。

人事評価で給与に反映させるということが、公務員の資質を向上させたのか。言えば逆ですね。現象として少なくとも見えるのは。要するに上役の言う通り尻尾を振って、無理無体なことでもへこへこ、追従するという人間が出世して、まともに、これはちよつとできませんよという人間が左遷されたり、くびされたり、前川事務次官なんかその一つの例じゃないかと思えますけれども。そういうことやっぱろくなことにならない。

また、消防の組織目標を定めるのは結構ですよ。組織目標を定めて、みんなでがんばろう。ここまではいいと思います。しかし、個々の職員が私は年間こうです、ああです、っていう。それはちゃんと計画、文書で書かないといかん

ですよ。書かないと意味ないね。記録。後で評価できないから。そういう労力、手間、労力。そして、それを何かの基準で誰かが評価していく。給与に反映していく。隣り合わせで命かけあっている仲間の中で。現場に行ってなくても、指令だって、その指令の出し方一つで命に関わるわけですから。そういうのが給与に賃金に反映していくというあり方というのは、よろしくない。ほんとにこう集団的な作業、集団しながら協働性を非常に持たなくてはいけない教職員であるとか、消防であるとか、そういうところこういうのを持ち込むのは、よろしくないということを言いました、私の反対意見といたします。

○ 松本満義議長 他に討論ございませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○ 松本満義議長 討論なしと認めます。

これより議案第二号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の議員は御起立願います。

(賛成者起立)

○ 松本満義議長 はい。起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に移ります。日程第四、議案第三号「守口市門真市消防組合手数料条例の一部を改正する条例案」を議題といた



します。

それでは、書記をして議題を朗読させます。

○ 宮崎智之総務課長補佐 議案第三号

守口市門真市消防組合手数料条例の一部を改正する条例案

守口市門真市消防組合手数料条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

平成三十年三月二十六日提出

守口市門真市消防組合 管理者 守口市長 西端 勝樹

以上

○ 松本満義議長 提案理由の説明を求めます。

○ 福井裕次予防課長 議長

○ 松本満義議長 福井予防課長

○ 福井裕次予防課長 それでは、議案第三号「守口市門真市消防組合手数料条例の一部を改正する条例案」について御説明申し上げます。恐れ入りますが、お手元の付議事件議三―一及び二を、あわせまして、付議事件参考資料議三―一から三までを御参照賜りたいと存じます。

平成三十年一月二十六日付け政令第十号、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正が公布されましたことから、危険物、高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安

の確保及び取引の適正化に関する法律に係る手数料を定める守口市門真市消防組合手数料条例の一部を改正しようとするものでございます。

それでは、主な改正内容について御説明申し上げます。守口市門真市消防組合手数料条例第二条に規定しております、手数料を徴収することになる事務及び額を定める別表第一、別表第三及び別表第四の金額を改正するものでございます。

まず、危険物に係る手数料を定める別表第一につきましては、二の項の二のハ中、五十三万円を五十七万円に改めるものでございます。

次に、高圧ガス保安法に係る手数料を定める別表第三につきましましては、七の項のロの(4)中、百八十円から百六十円に改め、同項のハの(1)中、二百二十円を二百十円に、四円を三円に改め、同項のハの(2)中、二百二十円を二百十円に改め、同項二の(7)中、九十円を八十円に改めるものでございます。

次に、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る手数料を定める別表第四につきましましては、九の項中、一万九千円を一万七千円に改めるものでございます。

なお、改正する手数料の標準額であります。危険物に  
関しましては、検査業務の複雑化、高度化による検査所要  
時間の増加、設置許可申請の減少に伴う審査一件当たりの  
備品費の増加等を踏まえ、人件費及び物件費の変動を反映  
させたものであります。

また、高圧ガス及び液化石油ガスに関する手数料につき  
ましては、積算基礎となる人件費単価が減少し、現行の単  
価と積算上の単価とのかい離が大きくなったため引き下げ  
る必要が生じたためであります。その理由としまして、平  
成十二年以降は手数料が改正されておらず、前回改正時期  
の平成二十六年時点において職員単価が九%程度のかい離  
があったものの、消費税増税時期で職員単価の上昇の見込  
みがあったため改正が据え置かれましたが、それ以降は、  
職員単価は横ばいで上昇の見込みが薄いことから今回下方  
変更となったものです。

なお、附則でございますが、平成三十年四月一日から施  
行したく考えております。

以上、誠に簡単な説明でございますが、よろしく御審議  
の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○ **松本満義議長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○ **松本満義議長** 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結  
いたします。

これより討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○ **松本満義議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結  
いたします。

これより議案第三号を採決いたします。本案を原案のと  
おり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ **松本満義議長** 異議なしと認めます。よって、本案は原案  
のとおり可決されました。

次に移ります。日程第五、議案第四号「平成三十年度守  
口市門真市消防組合会計予算」を議題といたします。

それでは、議題の朗読は省略し、直ちに提案理由の説明  
を求めます。

○ **北山義人総務課長** 議長

○ **松本満義議長** 北山総務課長

○ **北山義人総務課長** それでは、議案第四号、「平成三十  
年度守口市門真市消防組合会計予算」につきまして、御  
説明申し上げます。恐れ入りますが、お手元の付議事件

参考資料の議四―一及び二を御参照賜りたいと存じます。まず予算の概要でございますが、予算総額が三十九億九千二百八十二万八千円で、前年度と比較いたしますと、一億八千六百八十八万七千円、率にいたしまして、四・五%の減となっております。

歳出予算の性質別経費の比率は、人件費が七六・九%、物件費が五・四%、投資的経費が十一・二%、その他の経費が六・五%となっております。

それでは、平成三十年度守口市門真市消防組合会計予算書によりまして、御説明申し上げます。恐れ入りますが、予算書の一ページをお開き願います。

まず、予算の総額でございますが、第一条で歳入歳出それぞれ三十九億九千二百八十二万八千円と定めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

次に、第二条債務負担行為及び第三条地方債でございます。

四ページに移りまして、第二表債務負担行為でございますが、記載のとおり、複数年度にわたる契約であります財務会計システム借上事業について、債務負担行為を設定しようとするものでございます。

第三表地方債でございますが、記載のとおり新規発行債について、借入れの限度額及び条件等を規定しようと

するものでございます。恐れ入りますが、一ページにお戻り願います。

第四条では、一時借入金 の最高額を三億八千六百七万円と定めさせていただこうとするものでございます。

続きまして、内容につきまして、歳出から御説明申し上げます。十四ページをお開き願います。

一款議会費から十七ページ、二款総務費までは、特段申し上げることはございません。

十八ページに移りまして、三款消防費、一項消防費、一日常備消防費につきましては、三十三億九千八百八十四万三千円を計上いたしております。

二節給料から十九ページ、四節共済費までの人件費につきましては、給与費明細書といたしまして、二十五ページから二十九ページに一般職の給料、職員手当の状況などを記載いたしております。

八節報償費から二十ページ、十二節役務費までにつきましては、特段申し上げることはございません。

十三節委託料につきましては、高機能消防指令センターを初めとする、施設機器等保守管理、職員健康診断などの委託料でございます。

十五節工事請負費は、消防本部訓練棟外壁改修工事などをを行うものでございます。

十八節備品購入費のうち、事業用器具費につきまして、消防用ホースを初め、各種警防、救急、救助の資機材等の購入費用でございます。

十九節負担金、補助及び交付金のうち、負担金は、消防用ヘリコプター運営費、救急安心センターおおさか運営費などに対します負担金で、研修負担金は、消防大学校、府立消防学校、救急救命士養成所を初め、その他専門教育機関に職員を研修派遣するものでございます。

二十二節補償、補填及び賠償金から二十二ページ、二十七節公課費までは、特段申し上げることはございません。

続きまして、二目消防施設費は、四億四千五百五十八万九千円を計上いたしております。

十二節役務費は、消防本部に設置いたしております氣象観測装置の再検定を行うものです。

十三節委託料は、葎島、千石両出張所解体工事に伴う設計、工事監理業務委託料でございます。

十五節の工事請負費は、葎島、千石両出張所の解体工事をを行うものでございます。

十八節備品購入費は、救助工作車、三十八メートル級はしご車、高規格救急車を各一台、合計三台を更新整備するものでございます。

二十三ページに移りまして、四款公債費及び五款予備費につきましては、特段申し上げることはございません。以上が歳出の主な執行予定でございます。

続きまして、歳入につきまして御説明申し上げます。恐れ入りますが、八ページにお戻り願います。

二款使用料及び手数料から申し上げます。一項手数料は、許可申請手数料などの二百万円を計上いたしております。

次に、三款府支出金、一項府負担金は、府立消防学校派遣教官の人員費の返戻金で、二項府補助金は、消防用ヘリコプター運営費負担金に対します補助金でございます。

十ページに移りまして、四款財産収入、一項財産運用収入は、基金によります利子で、二項財産売却収入は、車両更新整備に伴う廃車車両売却料でございます。

五款繰入金は、守口本署配備のはしご車の保全整備、いわゆるオーバーホールに対しまして、特殊車両整備積立基金より二千万円を繰入れるものでございます。

六款繰越金は、本年度も千万円を計上いたしております。

十二ページに移りまして、七款諸収入は、救急業務に関する覚書に基づき、西日本高速道路株式会社からの支

弁金が、主なものでございます。

八款組合債は、消防車両の購入などに対しまして、三億八千六百七万円を計上いたしております。恐れ入りますが、八ページにお戻り願います。

最後になりましたが、一款分担金及び負担金につきまして、御説明申し上げます。

ただいま御説明申し上げました歳入以外に、三十五億六千八万六千円が必要となりますことから、十三ページ、分担算出表のとおり、守口市は十九億千三十四万二千円、門真市は十六億四千九百七十四万四千円を構成両市に御負担をお願いするものでございます。

以上、誠に簡単な説明ではございますが、よろしく御審議の上、御決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○ 松本満義議長 以上で説明は終わりました。

○ 四番 豊北裕子議員 議長  
これより質疑に入ります。

○ 松本満義議長 豊北議員

○ 四番 豊北裕子議員 それでは、十八ページ、常備消防費、一般職給の減額なんですけれども、三千九百万円余り減額されてるんですけれども、これについてなぜ減額となったのかお聞かせください。

○ 北山義人総務課長 議長

○ 松本満義議長 北山総務課長

○ 北山義人総務課長 豊北議員の御質問にお答えします。平成二十七年三月の給与条例改正により、大幅に給料が減額されたことに伴い、経過措置としまして、平成三十年三月三十一日までの間、現給保障されていましたが、平成三十年四月から現給保障が廃止及び職員数の減少によるものでございます。

○ 四番 豊北裕子議員 はい。議長

○ 松本満義議長 豊北議員

○ 四番 豊北裕子議員 大幅に給料が減額されたことと、で職員数の減少によるものという答弁やっただけなんですけども、そこに関連して、二十五ページに職員数について書かれてあるんですけれども、この職員数が本年は三百四十七人で新年度は三百三十四人ということで、十三人も減少となっております。でこの減少の要因についてお答えください。

○ 北山義人総務課長 議長

○ 松本満義議長 北山総務課長

○ 北山義人総務課長 減少の要因につきましては、平成二十九年において退職者数が十三人ございました。逆に、

平成二十九年度におきましては、新規職員採用試験を実施しておりません。よって、単純に退職者の人数が減少となったものでございます。

○ 北山義人総務課長 すいません。議長。すいません。

○ 松本満義議長 はい。

○ 北山義人総務課長 ちよつと言いました。

○ 松本満義議長 はい。

○ 北山義人総務課長 また、なお、人員管理につきましては、平成二十五年度から遂行しております消防整備計画に基づき、平成二十五年度に完成しました東部出張所、今年度に完成の南部出張所と統合庁舎と同時に人員管理を行っており、計画どおり実施しております。

○ 四番 豊北裕子議員 はい。議長

○ 松本満義議長 豊北議員

○ 四番 豊北裕子議員 今、なんで十三人も減らすんやっていうことをお聞きしましたら、消防整備計画っていうのがあって、それに基いてやっているとことなんです。で十三人もね、減らすっていうことは現場に対していいいますか、職務に対して、こう影響がないのかなってちよつと不安を覚えるんですけれども、そこらへんについてはどうでしょうか。

○ 北山義人総務課長 議長

○ 松本満義議長 北山総務課長

○ 北山義人総務課長 消防組合としましては、条約定数三百八十五人以内、規則定数三百六十七人という人員を定め組織運営しております。その中で、様々に移り変わる社会情勢や経済状況も含め、現場人員を最優先に考え、市民の安心安全に支障をきたさないように、人員管理に努めているところでございます。

○ 四番 豊北裕子議員 はい。議長

○ 松本満義議長 豊北議員

○ 四番 豊北裕子議員 様々に移り変わる社会情勢や経済状況なども含めて、現場人員を最優先に考えてる、やっているとことなんですけれども、この人数がね、ほんとに消防活動にとって適正なのかどうかっていうのが気になるんですけれども、国が定める消防力の整備指針というものがあるようなんですけれども、その基準ではどういうふうになって、また、その基準に照らして本消防組合がどのようになっているのかについてお答えください。

○ 北山義人総務課長 議長

○ 松本満義議長 北山総務課長

○ 北山義人総務課長 この消防力の整備指針というものは、市町村が適正な規模の消防力を整備するにあたっての指針として制定されたもので、この指針にあつては、各市町村の市街地の人口、都市構造、中高層建築物の状況、危険物施設の数などを考慮し、施設及び人員を算定するものです。

あくまでも消防力の整備指針の計算では、本消防組合の人員については、合計四百六十五人となっておりますが、実情としては合計三百三十四人でございます。

なお、また、再任用職員三十人は含んでおりませんので、再任用職員を含めると合計は、三百六十四人になります。これでもまだ、単純に当該基準から見ますと不足していると思いますが、先ほども申し上げましたとおり、現場人員を最優先に考え、市民の安心安全に最善を尽くしております。

○ 四番 豊北裕子議員 議長

○ 松本満義議長 豊北議員

○ 四番 豊北裕子議員 国の整備指針では、本消防署のこの人口割合、面積、そういったことを勘案しましたら、四百六十五名というふうにお答えになりました。それを今でも三百四十七名で、これに比べたらずいぶん少なく

で、でまた、実情では今度、三百三十四人に減らしていくということなんで、ほんとにこの国の指針というものを、ほんとに無視されてるんじゃないかなっていうふうに感じます。で守口市さんも門真市も今、人口がね減少してるっていうこともありまして、子育て世代とか呼び込む政策など、いろいろ模索されているところなんです。で今後は、計画では、両市の合わせた人口が減少していくっていうふうには推定されてるんですけども、あくまでも推定の中での、今後の消防職員の定数だと思っておりますけれども、それでもまだね、今の三百三十四人よりも、三百二十六人に、そういった体制も可能やっていうふうにな、この消防計画ではなっています。

ほんとに果たして、それでいいのかっていうのが、すごく感じます。でやはりこう国ではね、四百六十五っていう、いろんな算定もしながらね、こういう数字があるんだと、規定されてるといふことだと考えます。それにやはり照らしても、もうほんとに三百三十四人っていうのは、もう百三十人ですか、ぐらいが基準よりも少ないっていうことをね、やっぱりもう少ししっかりと意識していただきたい。で消防署を二つを一つにする。そういったことで職員も減らしても、いろんな機能を備えているから、そこらへんは

大丈夫なんだということで、現場人員を最優先に考えてるというふうなことで、そこは安心、信頼していいのかなって思いますけれども、やはりこの国の四百六十五人っていうことの、根拠っていうのはでたらめに作られているわけじゃないと思いますので、本市も守口市さんも住宅密集地っていうのはたくさんありますね、やはり、今後の整備計画の中ではこの職員配置の人数ですね、ほんとに考えていただきたいなと思います。

両市の財政負担をね、抑えるためにやはり、そういった職員数を減らしていくっていうこともこの文章の中にも感じられるんですけども、そういう、そういった両市の財政負担を軽減させていくっていうことをね、重視するあまりに職員を減らしすぎて、消防力が落ちるっていうことになっては、市民にとっては安全な政策とは思えませんので、そのところをしっかりと今後の人口推計も含めて、それと国が出している整備指針もしっかりと考えて検討していただきたい、増やしていただきたいというのを要望しておきます。

○ **松本満義議長** ただいまの豊北議員の御発言は御要望として、承っておきます。

他に質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○ **松本満義議長** 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○ **松本満義議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議案第四号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ **松本満義議長** 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより一般質問に入ります。通告のございました戸田議員から質問を受けることといたします。

○ **五番 戸田久和議員** はい。議長

○ **松本満義議長** 戸田議員

○ **五番 戸田久和議員** はい。門真市の無所属の戸田です。質問、答弁の中に年号がありましたら、西暦優先での返答を好みます。

ちよつと詳しい質問しますが、これは今年の一月五日に門真の旧トポスの真向かいで火事があった、すごい火事が



あったのね。大分ネットでも流れましたが、そのときに新橋町の私の事務所で、夜、私はテレビは見ずにパソコン作業してたんですが、たまたま消防車が通る音が全く聞こえず、知り合いの人から、戸田さん、大変なことになってるよって電話があつて初めて、そういうすごい火事が起こってるのが分かったと、消防議員として、これはちよつと具合悪いなど、翌日現場に行っているんなことしましたけれども、見ましたけれども、それがきつかけになっていろいろ消防とか市の危機管理とか聞いてみると、消防から議員に直に災害が、火災発生したよって連絡体制は全くとってないんだと、あくまで市経由ということなので、そうすると休日、夜間、特に大型連休のときには、全く連絡が入らない。もうすぐゴールデンウィークなるし、来年はひよつとしたら十連休になるんじゃないかということもありまして、そういうときに火災発生しても消防議員がたまたまのことで知らないっていうのでは、ちよつと不安だなということは思ひまして、この質問を構成して消防ともいろいろ打ち合わせをして、とにかく消防の負担がかからない範囲でそういう行動ができないかということを考えて、協議した結果であります。その協議して合意をした結果に沿って質問していきます。

まず、クエスチョンの一。守門消防の管区内で火事、その他の消防車両が出動する災害が発生した場合の、消防から構成市への連絡体制はどうなっているのか。

まず、(1)連絡するタイミングというのは消防車両が出動した後か、直前か、現地到着してからか、また、第二報、第三報とは、その市に対してするのか。

(2)として、消防のどの部署が、市のどの部署に連絡するのか。夜間休日の場合はどうするのか。

(3)として、その連絡方法はどのようなもので、どのような内容を伝えるのか。

まず、電話か無線か、ファックスかメールか。次に災害の内容の程度。発生場所の住所、消防車両の出動内容は伝えるのか。

(4)として、市が夜間休日の場合、夜間の連絡受け窓口から市の災害担当部署への伝達はどのようなになっているのか。

以上まとめて第一項目お答えください。

○ 西尾秀昭司令課長 議長

○ 松本満義議長 西尾司令課長

○ 西尾秀昭司令課長 はい。災害発生時の連絡につきましては、司令課において、平日日中は発災市危機管理部局へ、夜間、休日は宿直へ消防車両の出動直後に電話連絡して

おります。

内容については、災害種別、発生場所、災害内容の概略で、続報はいたしません。夜間休日の両市の連絡体制ですが、両市とも災害の規模等に応じて対応されていると聞いております。

以上です。

○ 五番 戸田久和議員 はい。議長

○ 松本満義議長 戸田議員

○ 五番 戸田久和議員 はい。分かりました。両市に電話での連絡。夜間休日は宿直体制。続報はしないということ。分かりました。

次、第二項目としまして、そういう消防車両が出勤する災害が発生した場合、現状では、議員は、特に消防議員ですね。災害が発生したという情報を、どのようにして受ける体制になっているのか。

まず、(1)消防議会の議員とそれ以外の議員とでは、何か違いがあるのか。多分、ないんじゃないかと思いますが。

(2)市の中の部署が、どのような方法で議員に災害発生のお知らせをするのか。門真市ではどうか。守口市ではどうか。また、電話か、無線か、ファックスか、メールか。その災害の内容の程度はどう伝えているのか。発生場所の住所、

消防車両の出勤状況等ですね。

(3)として、消防から連絡を受けた市は、どういうタイミングで議員に伝達するのか。門真市の場合でしょうか。守口市の場合でしょうか。また、発生したときが消防から平日の勤務時間前、朝ですね。平日の朝か、勤務時間内に連絡を受けた場合は、市は議員に対してどうするのか。

Bとして、消防から平日の勤務時間後、夜に連絡を受けた場合はどうか。また、消防から休日に連絡を受けた場合。その中でも、連休の初日とか途中で受けた場合どうなのか。こういうことをまとめてお答えください。

○ 西尾秀昭司令課長 議長

○ 松本満義議長 西尾司令課長

○ 西尾秀昭司令課長 組合議員とそれ以外の議員とでは、市民からの負託を受けているという意味では違いはございません。構成市の連絡体制については、守口市は災害規模により議会事務局から電話等による連絡、門真市にあつては、議会事務局への問い合わせと聞いております。いずれも深夜帯の災害については、翌日の対応になると聞いております。

以上です。

○ 五番 戸田久和議員 はい。議長

○ 松本満義議長 戸田議員

○ 五番 戸田久和議員 はい。現状どうなっているかということについて分かりました。

さて、三項目の質問です。災害情報テレホンガイド。番号が〇六―六九〇六―六〇〇二というのがありますが、これは災害ダイヤルというふうにしても聞いておるんですけども、この災害情報テレホンガイドを災害ダイヤルと呼び方するのは不適切なんでしょうか。本来、別のやつの性格のものであれば、一緒に読んだらだめなんですけれども、そこらへんを説明よろしくお願いいたします。

○ 西尾秀昭司令課長 議長

○ 松本満義議長 西尾司令課長

○ 西尾秀昭司令課長 不適切ではございません。正式名称では災害情報テレホンガイドとしておりますが、ホームページ上では略称として災害ダイヤルとしております。

以上です。

○ 五番 戸田久和議員 はい。議長

○ 松本満義議長 戸田議員

○ 五番 戸田久和議員 はい。分かりました。守門消防のホームページでは、略称して災害ダイヤルという言葉を使っている。了解しました。ただですね、呼び方とか聞こえ

方、文字で書くときでも、災害ダイヤルの方が分かり易いし字数も少ないので、消防ホームページでの災害ダイヤルという記述は、通称としてそのまま使ってもらって、災害ダイヤルの解説、ホームページでのね、解説記事とか災害情報テレホンガイドの解説記事の部分で、正式名称は災害情報テレホンガイドであって、通称としては災害ダイヤルということを使っていると、そういう記述にちよつと補修していただきたいんですけれども、いかがでしょうか。

○ 西尾秀昭司令課長 議長

○ 松本満義議長 西尾司令課長

○ 西尾秀昭司令課長 そのようにしてまいります。

以上です。

○ 五番 戸田久和議員 はい。

○ 松本満義議長 戸田議員

○ 五番 戸田久和議員 どうかよろしく願います。

次ですね。この災害ダイヤルあるいは災害情報テレホンガイドと聞きますと、いろんな地域の災害が入るのかなとか、少なくとも近隣市の災害情報あるのかな、なんとなくそういう気もするわけですけども、これは、この災害ダイヤルは守門消防での管区内での災害発生だけのものなのか

どうか。そして、守口、門真以外の近隣市での災害発生を電話で聞く場合ではどういうテレホンガイドがあるのか、教えてください。

○ 西尾秀昭司令課長 議長

○ 松本満義議長 西尾司令課長

○ 西尾秀昭司令課長 災害情報テレホンガイドは守口市又は、門真市内で発生した災害に対して案内しております。

近隣五消防本部について確認しましたところ、同様のサービスを実施している消防本部が四消防本部、実施していない消防本部は一消防本部でございます。

以上です。

○ 五番 戸田久和議員 議長

○ 松本満義議長 戸田議員

○ 五番 戸田久和議員 はい。分かりました。災害ダイヤル、正式名称災害情報テレホンガイドというのは、守門消防の管内の事だけ扱うということだと確認しました。でも例えば、すぐ隣の大阪市に近い地域、あるいは大東市に近い地域で火事が出た、なんか災害ダイヤル聞こうと思ったりしても不思議ではないわけですね。けどもそれは、あくまでも守門管内だということであれば、消防ホームページの災害ダイヤルについては、誤解を防ぐために、

その頭に守門という言葉を頭に付けて、守門災害ダイヤルとこの際、変更する事を強く求めますけども、この訂正、っていうか追加についていかがでしょうか？

○ 西尾秀昭司令課長 議長

○ 松本満義議長 西尾司令課長

○ 西尾秀昭司令課長 そのようにしてまいります。以上です。

○ 五番 戸田久和議員 はい。議長

○ 松本満義議長 戸田議員

○ 五番 戸田久和議員 はい。どうもありがとうございます。次、第五項目の質問です。そもそもですね、この守門消防の通称災害ダイヤル、正式名称災害情報テレホンガイド、〇六―六九〇六―六〇〇二っていうのは、どういうシステムになっているのか。

まず(1)その音声は、誰が、何人で、どこで、作成するのか。

(2)どのような操作でその音声を作成するのか。

(3)その音声作成に要する時間は何分ぐらいか。

(4)音声作成のタイミングはどうか。つまり、消防車両が出場した直後か、直前か、現場到着してからか、第二報、第三報はするのか。また、その音声を消去するのはい

つなのか。

(5)災害情報テレホンガイドで聞こえる音声内容の具体例を挙げてください。

以上、まとめて答弁お願いします。

○ 西尾秀昭司令課長 議長

○ 松本満義議長 西尾司令課長

○ 西尾秀昭司令課長 音声は、指令システムの音声合成装置でコンピュータが作成します。なお、音声は自動で作成されます。音声の作成に要する時間は、瞬時でございます。出場指令終了後、直ちに作成し、続報はいたしません。なお、音声は災害終了まで案内し事案終了後に削除され、災害発生なしのメッセージに切り替わります。メッセージは、災害発生時の場合は、「現在、〇〇市〇〇町〇丁目方面で〇〇が発生しています。消防車両などの通行に協力をお願いします。また、付近の方は災害に注意してください」です。

災害が発生していない場合は、「現在、守口市、門真市では災害は発生しておりません。火の元に十分注意してください」でございます。案内する災害情報は、火災、救助、消防事故で、救急事案については対象ではございません。

以上です。

○ 五番 戸田久和議員 はい。議長

○ 松本満義議長 戸田議員

○ 五番 戸田久和議員 はい。どうもありがとうございます。最初説明を聞いたとき、このコンピュータが作成するとか、音声は自動で作成されるっていうことがどうしてもよく分からなくて、いろいろ教えてもらって、やっと分かりました。人がなんか操作するんでなくて、火災、災害発生という連絡が入ったら、もう自動的に作成されるというものです。

さて、今言われた言葉の中で、案内する情報が火災、救助、消防事故ということを言われた。火災は分かります。その中で救助とか、あるいはもっと聞き慣れないこと、消防事故というのは、詳しく言うかどうかという事案なのか教えてほしいと思います。どういう事案が含まれ、どういう事案が含まれていないのか説明をお願いします。

○ 西尾秀昭司令課長 議長

○ 松本満義議長 西尾司令課長

○ 西尾秀昭司令課長 救助とは、交通事故による閉じ込めや、水難事故、機械への挟まれ等、人力や器具を用いて危険状態を排除する必要がある事故を指しています。直接、人命に影響のないものや緊急性のないものは含まれません。

ん。また、当消防組合では消防事故と呼んでいますが、これは、警報器等の感知や、交通事故等での燃料漏れ、火災に至らない災害等をいいます。緊急性のないものは含まれません。

以上です。

○ 五番 戸田久和議員 議長

○ 松本満義議長 戸田議員

○ 五番 戸田久和議員 はい。どうもありがとうございます。

次いきます。つい先日、私の事務所のすぐそばで、消防車が、ガーンと緊急出動することがあって、結果としては、住民の方が通報したけども、火はなかったということとで、対処されていたのは、非常に素早い体制が、バシッととられて、関心いたしました。

さて、質問項目の六項目にいきます。指令センターでの、指でさす指と令状の令です。指令センターでの勤務体制について、お聞きします。

(1)災害はない。つまり災害連絡待ちの、受け待ちの状態ってというのはどうなっているのか。

(2)災害発生との連絡が入った場合は、どのようになるか。また、なっていくのか。

(3)災害発生との連絡が入った場合に、災害情報テレホン

ガイドの音声作成と指令センター内職員は、どのように関係するのか。

(4)災害発生との連絡が入ったときに、指令センターから外部に情報発信する機能については、どのような機器と人員体制があるのか。どのように使用されるのか。無線、電話、ファックス、メール、そのほかについて、まとめてお答えください。

○ 西尾秀昭司令課長 議長

○ 松本満義議長 西尾司令課長

○ 西尾秀昭司令課長 勤務体制についてですが、司令課指令係及び指揮調査係と、特別救助隊の協力員で対応しております。

指令台勤務は九時から十七時までの間は三名、それ以外の時間帯は二名体制で二時間交替の勤務をしております。それ以外の司令課員は事務等の勤務を行っております。

災害発生との連絡が入った場合は、災害種別及び災害規模に応じて、指令台勤務以外の職員が加わって対応しております。

災害情報テレホンガイドにつきましては、指令システムが自動で作成するため、職員は直接関与しておりません。

関係機関へは電話連絡を行います。発災市の消防団へメ

ール等による順次指令を行っています。また、炎上火災など周囲に影響を及ぼすような事案については、必要に応じて報道機関へはファックスによる情報提供を行うほか、FMもりぐちの緊急放送を実施しています。

以上です。

○ 五番 戸田久和議員 議長

○ 松本満義議長 戸田議員

○ 五番 戸田久和議員 はい。大変詳しくありがとうございます。初めて分かることいっぱいあります。

さて、質問項目、七番目。現状ですね、守門消防では、消防組合議員のメールアドレスを、どの部署で保管しているか。

それは門真市の消防議員七人のうちの何人で、守口市の消防議員八人のうちの何人か。

また、それらは守門消防から議員に提出を求めたものではなく、当該議員から何かの機会にメールが送られてきた事によるものだろうと思いますが、どうでしょうか。

四点目として、現在、門真市では全ての議員がメールアドレスを持ち、それを議会事務局が把握している状況になっております。議員タブレットというのを使うことになって、今までメールを使わなかった人にも全部割り振られており

ます。守口市ではどうなっていますでしょうか。

(5)現状で消防がメールアドレスを把握している議員に対して、守門消防からメールを送る場合に使用できるパソコンがある部署は、どことどこなのか。

(6)として、それらのパソコンは、平日日中でないと使えないとか、特定の担当職員がいないと使えないとかの制約があるのか。つまり、何かパッと緊急連絡したいっていうときに、もう夜間休日ではだめだとか、なんかパスワードをしつかりと、担当職員でないとだめだとか、そういう制約があるかというふうなことです。以上まとめて、答弁をお願いいたします。

○ 西尾秀昭司令課長 議長

○ 松本満義議長 西尾司令課長

○ 西尾秀昭司令課長 現段階では、総務課で戸田議員のみメールアドレスを保管しております。これは、消防から提出を求めたものではございません。

議員のメールアドレス等にあつては、守口市においても門真市と同様に把握していると聞いております。

消防では、メールを送信できるパソコンは各所属に配置しております。なお、使用に関して御質問のような制約はございません。

以上です。

○ 五番 戸田久和議員 議長

○ 松本満義議長 戸田議員

○ 五番 戸田久和議員 はい。分かりました。僕は質問をするときにメールでのいろんなやり取りをして、事前での質疑の協議をしてきたので、メールを送ってということ、あと、ほかにも何人かメールアドレスを把握されてると思ったんですけども、私だけ。ただこれ、消防組合ってというのは一つの広域行政の独立した、広域行政の行政府ですから、その組合議員のメールアドレスっていうのが、全く把握されていないっていうのは、ちょっといかがなものかなって思いますんで、今後の改善と、もちろん議員の皆さんもどんどん自ら提出されると思いますけども、そのことを指摘しまして、次の八項目進んでいきます。

災害発生時にメールでの連絡を希望してメールアドレスを届けている議員に、こういうふうな、私もそうですけども、そういった場合にですね、A、守門消防内のどこかのパソコンから、Bいつ、どこで、どのような災害が起こっても一律に、これは私、提案なんですけどね。どこの活動でもいいから、一律にですね件名、タイトルとして、「守

門消防管内での災害発生時の御連絡」、本文として「守門消防組合より関係者の皆様へ。当消防管内で災害が発生しました。詳しくは災害情報テレホンガイド、〇六一六九〇六一六〇〇二をお聞きください。」という、極めて単純なメールを、当該災害の災害情報テレホンガイドへの入力後なるべく早くに、一回だけ、続報はいらない。登録アドレスに一斉発信する。こういうことは事務的には全く可能はずなんです。できない理由がないはずなんです。いかがでしょうか。このことについてお答えください。

○ 西尾秀昭司令課長 議長

○ 松本満義議長 西尾司令課長

○ 西尾秀昭司令課長 現在、メール送信にしましては、指令システムと連動し、発生した火災の情報を発災市の消防団幹部などあらかじめ登録された方に対して、一斉に送信する順次指令というシステムがございます。

よって災害発生時にメールでの連絡を希望してメールアドレスを届け出ている議員のメール送信については、技術上可能でございます。これは、原則として、建物火災における基本の出場体制である第一出場以上の火災発生についていち早くお知らせするものです。ただし、災害状況などのお問い合わせにつきましては、すでに登録されている方



にも御遠慮いただいております。

送信内容は「こちらは守口市門真市消防組合消防本部です。火災発生との連絡です。〇〇市〇〇町〇番〇号、〇〇付近で火災が発生しました。西暦、月日、時分、秒、消防本部」でございます。

以上です。

○ 五番 戸田久和議員 はい。議長

○ 松本満義議長 戸田議員

○ 五番 戸田久和議員 議員にも、私にも災害発生時に、同時発信の中で、一つちよつと送ってということ我希望して届ければ、それを同時発信することは、技術的に全く可能であるという話ですので、早急にそうしていただきたい。特に四月後半から大型連休になりますんで、四月、それまでには、そういうふうに関わり込んでいただきたいと思えます。このことを希望しまして、最後の項目ですね。

この災害発生時の議員へのメール発信をすれば、どこの部署のパソコンで、誰が行うのが、最も合理的なのかお答えください。

○ 西尾秀昭司令課長 議長

○ 松本満義議長 西尾司令課長

○ 西尾秀昭司令課長 司令課で指令係員が行うことが最も合理的であると考えます。

以上です。

○ 五番 戸田久和議員 はい。議長

○ 松本満義議長 戸田議員

○ 五番 戸田久和議員 そういう合理的なことを使って、とにかく緊急時に一秒を争うような時間に、余計な労力はこれはかけてはいけません。しかし、やっぱり組合議会、消防組合の議員に対して、発生したことはやっぱり知らせる体制は整えていただきたいということをお願いいたしまして、最後にちよつと指摘ですけども。

先ほどのね、職員への年間目標、職員自ら作って、それ評価するんだみたいな話しました。これは議会で多数決で決まったんですけども、そもそも自らの年間目標を立てて、他から評価を受けて、それをこう自分の資質を向上させていくべきは、議員ですよ。特別職の市長、副市長そこらへんは議会で追及されたり、いろんなことがあるから、そこでちゃんとなる。で議員は全然そういうことをせずに、今ですよ。気持ちとしてどうであれ、システムとしてそういうことをせずに、そして、その議員が職員に対して、ああせい、こうせいっていうことを議決していくと、という

ことは非常に矛盾だと思えますね。議員こそ年間の目標を自ら立てて、それを達成度合いをつけているのを自ら公表して、市民の審判を受けると、こういうことを消防議会であれ、市議会であれ、やってくということ、私もそれ務めたいと思います。そのことを述べまして、私の質問を終わります。どうも御清聴ありがとうございました。

○ **松本満義議長** ただいまの戸田議員の御発言は御意見として、承っております。

これをもって一般質問を終了いたします。

以上をもちまして、本定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

それでは、閉会に際し、管理者から御挨拶を受けることといたします。

○ **西端勝樹管理者** 議長

○ **松本満義議長** 西端管理者

○ **西端勝樹管理者** はい。閉会に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

本日、御提出いたしました全ての案件につきまして、終始慎重に御審議の上、速やかに御決定賜り、厚く御礼申し上げます。

今後とも、より一層の御指導、御助言を賜りますようお願い

願いを申し上げます、誠に簡単ではございますが、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。

○ **松本満義議長** 続きまして、閉会に当たり、私からも御挨拶を申し上げます。

本定例会におきましては、終始慎重なる御審議を賜り滞りなく全日程を終わらせていただき誠にありがとうございました。ここに、深く感謝の意を表すとともに、今後とも組合議会の円滑なる運営に、より一層の御指導、御協力を賜りますようお願い申し上げます、誠に簡単ではございますが、閉会の御挨拶といたします。

それでは、これをもちまして本定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午前十一時二十四分閉会

~~~~~